

【民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律にもとづく規定】

I. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづき、普通預金規定、常陽「WEB口座」規定、普通預金決済専用無利息型規定、貯蓄預金(スーパー貯蓄預金)規定によるほか、次の規定により取り扱います。

なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を「休眠預金等活用法」にもとづく異動事由として取り扱います。

(1)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)

(2)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)

(3)預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)

①公告の対象となる預金であるかの該当性

②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(4)総合口座取引規定にもとづく他の預金について、Ⅱ—1に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①前記1に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項(A当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称、Bこの預金の種別、C口座番号その他預金等の特定に必要な事項、Dこの預金の名義人の氏名または名称、Eこの預金の元本の額)の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2)前記②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由をいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日

②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと(当該支払停止が解除された日)

③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となったこと(当該

手続が終了した日)

④総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと(他の預金に係る最終異動日等)

3. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(前記2において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①この預金について、振込みその他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと

②この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

(4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

II. 休眠預金等活用法にもとづき、総合口座取引規定の定期預金、期日指定定期預金(スーパー期日指定)規定、自由金利型定期預金・M型(スーパー定期)規定、自動継続自由金利型定期預金・M型(スーパー定期)規定、自由金利型定期預金(大口定期)規定、自動継続自由金利型定期預金規定、常陽エースつみたて(積立式定期預金)規定、据置定期預金(常陽エース)規定によるほか、次の規定により取り扱います。また、変動金利定期預金についても次の規定により取り扱います。

なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとしま

す。

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を「休眠預金等活用法」にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、口座振替その他事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。)
 - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。(記帳する取引がなかった場合を除きます。)
- (5) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、I—1に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①前記1に掲げる異動が最後にあった日
 - ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項(A 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称、B この預金の種別、C 口座番号その他預金等の特定に必要な事項、D この預金の名義人の氏名または名称、E この預金の元本の額)の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由をいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと(当該事由が生じた期間の満期日)
 - A 引出し、預入れ、口座振替その他事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)
 - B 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限ります。)

- a 公告の対象となる預金であるかの該当性
- b 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受取る住所地
- C 預金者等からの申出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと。
- D 預金者等が次に掲げる情報を受領したこと。
 - a 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - b この預金の種別
 - c 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - d この預金の名義人の氏名または名称
 - e この預金の元本の額
- E 総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと
- F 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)に限ります。

③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと(当該支払停止が解除された日)

④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となったこと(当該手続が終了した日)

⑤総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと(他の預金に係る最終異動日等)

3. (この取引に係る預金の最終異動日等)

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(第2条において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

(1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2)前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

①この預金について、振込みその他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと

②この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押え

または国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

(4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

5. (規定の変更)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

III. 休眠預金等活用法にもとづき、通知預金規定、納税準備預金規定、当座勘定規定によるほか、次の規定により取り扱います。

なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を「休眠預金等活用法」にもとづく異動事由として取り扱います。

(1)引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払いに係るものを除きます。)

(2)手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)

(3)預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限りです。)

①公告の対象となる預金であるかの該当性

②預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①前記1に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項(A当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称、Bこの預金の種別、C口座番号その他預金等の特定に必要な事項、Dこの預金の名義人の氏名または名称、Eこの預金の元本の額)の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)に限りです。

- ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2)前記②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由をいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に定める日とします。
- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日
- ②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと(当該支払停止が解除された日)
- ③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となったこと(当該手続が終了した日)

3. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1)この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2)前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3)預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ①この預金について、振込みその他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
- ②この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
- (4)当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ①当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

4. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)